

【参考 2】

1 山林所得に対する所得税の税額表

- 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額 (申告書第三表⑧欄の金額) 円 A	
A 課税される山林所得金額	B 所得税の税率
1,000円 ~ 9,749,000円	0.05 (5%)
9,750,000円 ~ 16,499,000円	0.1 (10%)
16,500,000円 ~ 34,749,000円	0.2 (20%)
34,750,000円 ~ 44,999,000円	0.23 (23%)
45,000,000円 ~ 89,999,000円	0.33 (33%)
90,000,000円 ~ 199,999,000円	0.4 (40%)
200,000,000円 ~	0.45 (45%)
C 控除額	課税される所得金額に対する税額 (A × B - C) 円 (申告書第三表⑨欄へ)

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。
 $40,000,000円 \times 0.23(23\%) - 3,180,000円 = 6,020,000円$

2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額 円 D	○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書第一表の所得から差し引かれる金額「②～② 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「②～② 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。
配偶者の合計所得金額 円 E	

あなた（居住者）の合計所得金額 (D の金額)	あなた（居住者）の合計所得金額 (D の金額)			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
配偶者の合計所得金額 (E の金額)	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

- 注 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額 (申告書第一表の④欄の金額) 円 F		
Fの金額	給与所得の金額	
~550,999円	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円	F - 550,000円	円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	F ÷ 4 の金額 (千円未満の端数は切捨て)	G × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	G	G × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	G	G × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	F × 0.9 - 1,100,000円	円
8,500,000円 ~	F - 1,950,000円	円

- 所得金額調整控除
 次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額 (K又はO) をHの金額から控除します。
 なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。
 詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の10ページをご覧ください。

① Fの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合		
Fの金額 (最高1,000万円) 円	I	
I - 850万円 円	J	
所得金額調整控除額 (J × 0.1) 円	K	
差引金額 (H - K) 円	L	
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合		
Hの金額 (最高10万円) 円	M	
公的年金等の雑所得の金額 (※) 円	N	
所得金額調整控除額 ((M + N) - 10万円) 円	O	
差引金額	P	
①の計算をした場合 (L - O) 円		
①の計算をしなかった場合 (H - O) 円		

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページをご覧ください。

- ここで計算した給与所得の金額 (H) 又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額 (L又はP) は、申告書第一表の所得金額等「⑥給与」欄へ転記します。

4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額 (申告書第三表⑦欄の金額) 円 Q			
Qの金額	R (所得税の税率)	S (控除額)	課税される所得金額に対する税額 (Q × R - S) 円 (申告書第三表⑧欄へ)
1,000円 ~ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	
1,950,000円 ~ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ~ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ~ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ~ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ~ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ~	0.45 (45%)	4,796,000円	

(注) 申告書第三表の税金の計算「⑦課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。